

府政防 第 5 2 0 号
平成 2 3 年 6 月 1 日

各都道府県被災者生活再建支援法担当部長 殿
財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

被災者生活再建支援法の運用に係るQ&Aの送付について

内閣府の防災行政に関しては、平素からご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

東日本大震災の発生に伴い、既に、東日本大震災に係る被災者生活再建支援金支給手続の迅速化等についてお知らせをしておりましたが、今般、それらを踏まえ、「被災者生活再建支援法Q&A」（平成20年4月14日付け府政防第230号）を更新しましたので送付いたします。

今後、業務の参考資料として活用いただくようお願いするとともに、貴管内の市町村に周知方取り計らわれますようお願いいたします。

（参考）東日本大震災の発生後に発出した事務連絡

- ・平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について（平成23年3月31日事務連絡）
- ・東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等について（平成23年4月12日事務連絡）
- ・東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化について（平成23年4月20日事務連絡）
- ・地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について（平成23年5月2日事務連絡）

被災者生活再建支援法Q&A

文中

「法」=被災者生活再建支援法(平成19年法律第114号による改正後)

「令」=被災者生活再建支援法施行令(平成22年政令第192号による改正後)

「規則」=被災者生活再建支援法施行規則(平成19年内閣府令第85号による改正後)

「通知608号」=被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について
(平成22年9月3日府政防第608号)

○法の適用関係

【全般】

Q1(支援法の改正について)

改正後の制度概要如何。

A1 下記のとおり。

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)
- ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: 被災証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額: 600億円)
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

【自然災害】

Q2(適用となる自然災害について)

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村について、支援法が適用されるとのことだが、災害救助法に基づく指定が行われなければ、支援法が適用されないという趣旨か。

A 2 令第1条第1号は「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村」となっており、災害救助法の指定がなされなかった場合でも、被災世帯の数が災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村は、支援法の対象となる。

【世帯】

Q3(世帯について)

数世帯が同一の住宅に同居している場合、世帯の取扱いをどのようにしたらよいか。

A 3 本制度は住宅被害に着目した制度であるが、集合住宅も想定し、支援対象は、建物単位ではなく、世帯単位としているものである。ここで、「世帯」とは、「社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにするものの集まり又は独立して生計を維持する単身者をいうもの」である。

従って、数世帯が同一家屋に同居している場合で、いずれも生計を1つにしていないう場合は、それぞれを「世帯」として取り扱うこととなる。その場合の確認書類としては、通知608号に示すとおり、災害発生時において住民票が別になっていることが原則であることから、住民票で確認することになる。住民票が同一であっても、電気、水道等が別に契約されている場合には、通常は住宅の構造上も、別の世帯であることは明らかであると考えられ、その場合には支払い料金の明細等で確認し、住民票を補完する資料として申請書に添付するものとする。

Q4(世帯数について)

被災したことにより、複数世帯が単数世帯になった場合や世帯全員が亡くなった場合の世帯の取扱いはどうなるのか。

A 4 世帯の構成数は、原則として災害が発生した日を基準とするものであり、被災したことにより、複数世帯が単数世帯になった場合は、複数世帯として支援金の申請を行うことができる。ただし、世帯全員が亡くなった場合には、被災者生活再建支援制度の対象とはならない。

Q5(世帯主以外の申請について)

支援金の支給は被災世帯の世帯主(特段の事情がある場合には、当該世帯主に準じる者)の申請に基づき行うとあるが、世帯主の明確な定義及び世帯主に準ずる者の明確な定義如何。

A 5 世帯主とは、災害が発生した日において、主として当該世帯の生計を維持している者をいう。

「生計を維持している」とは、社会通念上その者が世帯に属する他の者を扶養していると認められる場合をいうものとするが、当該扶養の判断を一律に定めることは困難であることから、住民票により判断することを原則とする。Q 3で電気、水道等の料金明細が提出される場合にはその契約者ということになる。

申請は世帯主が行うことが原則であるが、諸般の事情を考慮し、困難であれば他の者を「当該世帯主に準じる者」として取り扱って差し支えない。

なお、世帯主以外の者が支援金の支給を申請する場合は、被災者生活再建支援金支給申請書にその理由を記載させ、個々の事情に即してその理由の適否を判断する。

Q6(未成年者及び成年被後見人からの申請について)

被災後、当該世帯に未成年者又は成年被後見人だけが残された場合、未成年者又は成年被後見人は申請者となり得るか。

A 6 法定代理人が申請及び受取りを行うものとする。

Q7(住民票を有しない者の住居の確認について)

全壊した住居に住民票を有しないまま居住して被災した世帯は、本法上の被災世帯となるのか。

A 7 居住とは、世帯が当該住宅を生活の本拠として日常的に使用していることから、住民票を有していなくても、居住していることが確認できれば、本法の被災世帯に該当することになる。

なお、住民票により居住の確認ができない場合は、水道、電気等の料金明細や、郵便物の配達先が居住地となっていることなどを確認する必要がある。

【住宅】

Q8(住宅の定義について)

「居住する住宅」の範囲如何。例えば、主たる棟は全壊等に至らなかったが、付随する別棟の台所、トイレ、納屋等が全壊等した場合の取り扱い如何(法第2条第2号)。

A 8 住宅とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。したがって、空き家、別荘、他人に貸している物件、建設中の住宅等は、当然ながら居住する住宅には含まれない。

また、いわゆる「離れ」については日常的に「母屋」と一体的に使用されているものであれば、合わせて1戸の住宅として取り扱うことになる。

つまり、1戸の住宅として認定するのであれば、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)(以下「被

害認定基準」という。)に則り、母屋及び「離れ」を合わせた、床面積の損壊割合又は住家の主要な構成要素の損害割合を算定し、被害認定を行うことになり、「全壊」「大規模半壊」の認定がなされれば支援の対象となる

Q9(店舗兼住宅について)

店舗兼住宅が被災した場合の支援の考え方如何。

A 9 店舗兼住宅の被害認定調査については、事業用の部分(店舗部分)は原則として住宅に含まず、その居住する部分(住宅部分)について調査を行う。ただし、店舗部分の被害が、住宅部分に「居住のための基本的機能を喪失」するような影響を及ぼす場合は、これを住宅の被害として調査することは可能である。例えば、1階に店舗部分があり、2階を住宅として用いている場合で、1階部分の柱が傾斜するといった構造的な被害が生じたために、「居住のための基本的機能を喪失」する場合は、それをもとに調査を行う。

その結果、住宅部分が全壊等の被害と認定された場合は、支援の対象となる。

Q10(集合住宅の判定基準について)

集合住宅の判定方法如何。

A 10 集合住宅については、原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定する。

ただし、特定の住戸に著しい被害が生じた場合等各住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、各住戸別に判定し認定する。

○被害認定関係

【被害判定】

Q11(被害認定基準について)

大規模半壊の認定は、「延べ床面積の損壊割合」と「経済的被害」とのどちらか一方が基準に達した場合でよいか。

また、判定は申請受付を行う者(県・市町村)の判断に委ねるものとしてよいか。

A 11 大規模半壊世帯とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、被害認定基準による「半壊」基準のうち、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定(損壊基準判定)が50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定(損害基準判定)が40%以上50%未満のものをいう。

具体的な判定は、当該都道府県、市町村の判断に委ねることになるが、上記認定基準に則り、執り行われたい。

Q12(浸水等による住宅被害の認定について)

浸水等により被害を受けた住宅を被害認定する際のポイント如何。

A 1 2 浸水等による住宅被害においては、床材、壁材、断熱材などの建材は、一度浸水すると、本来の機能を損失し、又は通常求められる住居の快適性を著しく阻害する場合がある。例えば、浸水の水位が低位であった場合でも、壁内部のパネルや断熱材の吸水により、壁の全面が膨張している場合であり、その際は、「内壁」全面の損傷として取り扱うこととなる。

また、水廻りの衛生設備等については、一度浸水すると、使用できない場合がある。

さらに、浸水被害をもたらす台風災害においては、強風による屋根や天井の被害、水圧若しくは土石や泥流の流入による柱や基礎の被害を伴う場合もある。

床上浸水等の被害に係る住宅の被害に認定にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」水害編に基づき、執り行われたい。

Q13延床面積の判定基準について)

住家半壊の基準は、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定(損壊基準判定)によると「延床面積の20%以上70%未満のもの」が半壊となり、うち50%以上70%未満が大規模半壊と位置づけられているが、一方で、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、部分別損傷率(損害基準判定)で判定する方式となっている。両者の違いをどのように考えたらよいのか。

A 1 3 住家の被害認定基準は、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定(損壊基準判定)と、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定(損害基準判定)がある。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」で示した住家の被害認定基準は、近年の住宅構造や仕様の変化に伴う被害態様の多様化、住家の主要な構成要素の経済的被害の判定に伴う労力、時間を考慮し、部位別構成比を採用して損害割合を算出し、判定することとしたものである(損害基準判定)。

損壊基準判定は、部位別構成比に拘ることなく損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積に占める割合で判定することとなるが、一般的には火災の判定に用いられている。

なお、損壊については、一見してその部分の滅失したことが明確なものか、または滅失に準じる程度のものとする。

Q14大規模半壊認定基準について)

損害割合が40%以上50%未満のものは、全て大規模半壊と認定してよいか。構造耐力上主要な部分の補修は必須となるのか。

A 1 4 大規模半壊世帯とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行

わなければ居住することが困難な世帯を指すが、損壊基準判定が延べ床面積の50%以上70%未満のもの、又は損害基準判定が40%以上50%未満の場合は、通常「構造耐力上主要な部分の補修」が必要と考えられることから、「大規模半壊」として取り扱って差し支えない。

Q15(地盤に係る住家被害認定の運用の見直しについて)

地盤の液状化等に係る住家の被害認定の運用見直しの主なポイント如何。

A15 基礎・床一体となった傾斜による判定及び住家の基礎等の潜り込みによる判定を追加し、地盤に係る住家被害について、より実態に即した判定ができるよう見直しを行ったところである。

1. 傾斜による判定の追加(基礎と柱が一体的に傾く(不同沈下)の場合)

基礎・柱も含めた傾斜の場合は以下により判定

1/20 四隅の傾斜の平均 全壊(従来通り)

1/60 四隅の傾斜の平均<1/20 大規模半壊(新規)

1/100 四隅の傾斜の平均<1/60 半壊(新規)

2. 住家の基礎等の潜り込みによる判定の追加

(潜り込みの量) (被害の程度)

床上1mまで 全壊

床まで 大規模半壊

基礎の天端下25cmまで 半壊

なお、地盤に係る住家の被害認定については、「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について(平成23年5月2日事務連絡)」を参考にされたい。

Q16(被害認定の実施者について)

建築技術等について十分な専門知識がある者でなければ判断することが困難であると考えられるが、行政職員だけでは対応ができない場合、建築業者等へ委託することも可能か。また、判定者の資格・要件はあるのか。

A16 基本的に調査員2名(うち1名は建築技術の専門的知識を有するもの)で行うことが望ましいが、被害認定に係る最終的な責任は当該市町村が負うべきものであることから、この限りにおいて委託及びその範囲については、当該市町村で判断することになる。

なお、都道府県にあっては、平時から市町村に対する応援態勢等を整備し、発災時には相互に協力して執り行われたい。

【解体事由・時期】

Q17(半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する「やむを得ない」事由について)

半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する「やむを得ない」事由の判定基準如何。

A 1 7 「やむを得ない事由」とは、「当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由」（法第 2 条第 2 号ロ）である。

様々なケースが想定されるが、例えば、豪雨により住家に流入した土砂の撤去のためや、耐え難い悪臭などのためにやむを得ず解体する場合は「やむを得ない事由」に該当すると考えられる。また、敷地被害については、敷地の修復のため住宅を解体せざるを得ないという場合が典型例である。

具体的認定にあたっては、被害の事情を踏まえ、適切に運用されたい。

Q18(半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する時期について)

半壊世帯や敷地被害世帯はいつまでに住宅を解体する必要があるのか。

A 1 8 支援金の支給を受けるためには、被災者生活再建支援金支給申請書を提出する必要があり、これには住宅の被害状況を記入し、り災証明書、登記簿謄本（滅失登記済）など住宅の被害等を証明する書類を添付することとなる。

そのため「解体」は、申請期間内に行われる必要がある。

なお、被災後、相当期間経過してから解体を行うケースについては、一般的に、自然災害との関連性が薄れていることから、「やむを得ない事由」については慎重に判断されたい。

【り災証明書】

Q19(大規模半壊の被害認定の証明について)

大規模半壊認定はり災証明書に記載するべきか。別の証明書類による場合、その様式如何。

A 1 9 り災証明書について定めた法令上の規定はないが、防災に関する事務は基本的には市町村の事務とされており（地方自治法第 2 条、災害対策基本法第 5 条）、市町村の災害対策（救助）の一環として発行されているものである。

その様式に特段の定めはないが、支援法業務の円滑な推進のため、原則として、り災証明書に「大規模半壊」の記載をするものとする。

ただし、り災証明書に記載できない特段の事情があれば、別に大規模半壊であることを証明した書類を添付しても差し支えない。

○支援金支給関係

【支援金の使途】

Q20(支援金の使途制限について)

支援金には全く使途制限はないのか。

A 2 0 支援金には使途の制限は一切なく、事後の報告も必要ない。加算支援金を受給するには居住する住宅を建設する等の要件があるが、加算支援金は住宅建設に対する直接の支援ではなく、被災世帯の生活の再建を支援するための見舞金的な性格のものなので、その使途については限定は付されていない。

【居住形態】

Q21(被災後の居住形態の変更について)

被災後の居住形態の変更(賃貸住宅入居→住宅再建)は可能か。

A 2 1 可能である。例えば、最初の申請時には再建方法が未確定で賃貸住宅に入居していたが、第2回目以降の申請時に自宅を再建することが決まった場合等である。

賃貸住宅に入居した時点で50万円(単身世帯であれば37.5万円)の加算支援金を受給していた場合は、住宅再建による加算支援金200万円(単身世帯であれば150万円)を受給する際に、既受給額が差し引かれることになる。

なお、住宅を補修して加算支援金100万円(単身世帯であれば75万円)を受給した場合には、住宅が補修された時点で本制度の目的とする被災世帯の生活再建は達成したものと考えられることから、その後に別途住宅を建築し、又は購入したとしても、原則、加算支援金の対象とはならない。但し、浸水被害のように、住宅を補修した後もなお悪臭等が止まず、居住することが困難であるなど、特別、合理的な理由が認められる場合には、この限りではない。

Q22(被災後に世帯を分ける場合について)

構成員が複数の世帯が居住していた住宅が全壊し、別々の住宅に分かれて居住することを余儀なくされた場合においても、基礎支援金、加算支援金の申請にあたって、一つの世帯として考えるのか(法第3条第2項)。

A 2 2 世帯に関する認定は、原則として災害が発生した日を基準としており、一つの世帯として被災時の世帯主に支給される。

Q23(世帯外の者との共有名義について)

住宅を世帯外の者との共同契約、共有名義で建設した場合は、加算支援金の要件を充たすこととなるか。

A 2 3 共同契約、共有名義であっても、その被災世帯が住宅に居住するのであれば該当する。たとえば、被災地外に住む親族の支援を受けて、共同で契約し、共有名義で登記するといった場合が該当する。

Q24(複数の被災世帯の同居について)

別に住んでいた複数の被災世帯が共同契約、共有名義で1軒の家を建てて同居しようとする場合でも、加算支援金は各被災世帯それぞれに支給されるのか。

A 2 4 共同契約、共有名義で、その複数の世帯が皆、当該住宅に居住するのであれば、それぞれに支給される。別に住んでいた複数の被災世帯が資金を持ち寄って住宅を建てて同居するといった場合が該当する。

【全壊世帯】

Q25(全壊世帯が補修する場合について)

全壊世帯が家屋を補修する場合でも加算支援金は受給できるのか。

A 2 5 加算支援金は住まいの再建方法に応じて支給されるものであり、全壊世帯であっても補修で済ませれば、補修した場合の100万円(単身世帯では75万円)の申請を行うことができる。

【建設と補修】

Q26(建設と補修の定義について)

支援法における「建設」と「補修」の定義はどう考えればよいのか。

A 2 6 従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用しないで住宅を造ることを住宅の「建設」とし、従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用して住宅を造ることを住宅の「補修」とする。

被災世帯が、従前の建物以外の建物(以下「別の建物」という。)を増築して居住する場合についても、原則として住宅の「補修」にあたることとするが、増築した部分で住宅としての機能が完結していれば、別の建物と同一敷地内にある場合、別の建物と一部の壁や配管等が共有されている場合でも「建設」とする。

なお、「補修」は大規模半壊以上の被害を受けた被災世帯が対象であるから、令第2条に定める部分の工事を伴うものを想定している。

ただし、いずれの場合も被災者が自ら居住する目的で行うものを対象とする。

Q27(建設、補修の例について)

以下の改築(残存部分を利用しつつ、被災住宅とほぼ同規模の住宅を造る)の場合は、加算支援金で「建設」又は「補修」のどちらになるのか。また、各ケースにおいて、改築ではなく増築(被災住宅以上の規模の住宅を造る)とした場合はどうか。

①被災住宅の一部(例えば基礎や柱)を残して解体し、改築した場合

②床面積で半分程度の被災した部分を解体し、改築した場合

③被災した部分のみ(例えば、居間一室やトイレのみ)を解体し、改築した場合

また、被災住宅の一部を残して解体(被災部分の一部除却)し、その一部と空間を空けて新築した場合はどうか。

A 2 7 一般的には以下のように解される。但し、実態に応じて判断をお願いしたい。
なお、増築部分があっても考慮する必要はない。

補修（増築の場合も同じ）
補修（ " ）
ともに補修（ " ）

Q28（建設、補修の例について）

被災世帯（親）が住宅を解体して、子の住宅（被害無し）を増築して居住する場合は、加算支援金で「建設」又は「補修」のどちらになるのか。

また、増築家屋の名義が親か子かで取扱いが異なるのか。

A 2 8 増築部分において住宅としての機能が完結していれば「建設」、その他の場合は「補修」となる。

名義は、被災世帯である場合に限る（子と共有でも可能）。

【補修】

Q29（災害救助法の応急修理について）

災害救助法に基づく応急修理は住宅を補修した場合に該当するのか。

A 2 9 応急修理は仮住まいのためのものであり、恒久的な住まいの再建を支援する法の趣旨に合致しないことから、応急修理だけでは支援法上の補修には該当しない。

なお、災害救助法に基づく応急修理は地方公共団体が契約主体であり、この点からも被災世帯が補修を行ったことにはならない。

Q30（借家の補修について）

借家の補修も加算支援金の「補修」の対象になるのか。（対象になる場合は、大家の承諾書が必要か。）

A 3 0 借家は大家の事業用資産として大家が補修を行うべきものであり、借家人が補修を行うことは通常考えにくいことから、原則、対象とならない。

【大規模半壊世帯】

Q31（大規模半壊世帯の住宅再建について）

大規模半壊世帯が新たな住宅の建設または購入を行う場合は、それに応じた加算支援金を受給できるのか。

A 3 1 加算支援金は住宅の再建方法に応じて支給されるものであり、大規模半壊世帯であっても、新たな住宅の建設または購入を行う場合は、加算支援金 2 0 0 万円（単数世帯では 1 5 0 万円）を申請できる。

Q32（やむを得ず家屋を解体する場合の支援について）

大規模半壊世帯がやむを得ない事由により家屋の解体を行う場合の支援内容如何。

A 3 2 大規模半壊世帯が「当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯」（法第2条第2号ロ）に該当する場合、全壊世帯と同等の支援となる。

【解体撤去費】

Q33(従前住宅の解体撤去費について)

従前住宅を解体しただけでは加算支援金は受給できないのか。

A 3 3 加算支援金が受給できるのは、住宅に全壊等の被害を受けた被災者が、その居住する住宅の建設、購入若しくは補修又は民間賃貸住宅に入居した場合である。基礎支援金は全壊等の被害があれば支給され、その用途に制限はないので、解体撤去費に充てることも可能である。

【賃借】

Q34(親戚等の住居を賃借した場合について)

親兄弟及び親戚縁者等の住居の一部の部屋を間借りするなどした場合、賃貸住宅に入居したのとして加算支援金を受給できるのか。

A 3 4 使用料、賃借料が発生している場合は該当し得る（但し、契約書等証拠書類が必要である。 ）。

Q35(賃貸住宅の範囲について)

賃貸住宅は、ホテルや旅館であっても良いのか。

A 3 5 本制度の趣旨から住まいの再建は恒久的なものであることが要件となっているものと解すべきであり、ホテルや旅館等の仮住まいは該当しない。敷金・礼金の支払いの有無、住民登録の有無などにより仮住まいでないことを確認されたい。

Q36(再建先を老人ホームにした者の支援について)

高齢者の被災者が、再建先を老人ホームにした場合、加算支援金は「賃借」となるのか。

A 3 6 ホームの形態や契約内容等によって、賃借に限らず購入になる場合や、そのいずれにも該当しない場合も考えられ、個別具体的に判断されたい。

なお、病院に入院した場合、介護保険における施設サービス提供機関（特別養護老人ホーム、老人保健施設など）に入所した場合は、いずれも該当しないものと解する。

Q37(従前の賃貸住宅に引き続き居住する者への支援について)

住んでいたアパートが被災したが、大家が即座に補修し引き続き住み続けている場合には、自ら新たな住居を確保する必要は無いが、そのような場合であっても加算支援金の「賃借」の対象となるか。

A 3 7 当該アパートが全壊又は大規模半壊の場合には、引き続き住み続けた場合にも対象となる。

【他都道府県への移転】

Q38(申請先について)

被災時に居住していた都道府県以外の地域において住宅を再建する場合も加算支援金の支給要件に該当するとのことだが、被災者は、どちらの都道府県の市町村に申請等を行うべきか。

A 3 8 支給の申請は、被災者が被災時に居住していた都道府県の市町村に行うこととなっている。

【証明書類】

Q39(支援金支給に係る添付書類(り災証明書)について)

支援金支給に係る添付書類として、「住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市町村が発行するり災証明書」が必要であるが、り災証明書は被災してから受領するまでに日数を要すること、また被災者の早期の生活再建を支援する観点から、り災証明書の発行を受けていない場合であっても、他の被害程度を確認できる書類の添付をもって支給申請を受理できないか。

A 3 9 市町村は、被災世帯がり災証明書の発行を受けていない場合であっても、住宅の倒壊(「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」における一見して住家全部が倒壊しているものなど)が写真で確認できる場合は、その添付をもって受理することも可能とする。

なお、り災証明書の提出を不要とするものではなく、り災証明書の発行が開始された後、遅滞なく提出することが必要である。

この場合、当該世帯が全壊等世帯であることについて市町村において確認し、確認済みであることを添付書類等に付記し、り災証明書は後日、発行次第、都道府県を通じて都道府県会館へ送付すること。

Q40(支援金支給に係る添付書類(契約書等)について)

加算支援金の申請にあたっては、契約書の写しの添付が必要とされているが、「補修」の場合など契約書がない場合は、見積書で代替することは可能か。

A 4 0 見積書は工事を行うことを確認できる書類とは言えないので、見積書と併せて工事の写真や領収書などを添付することで契約書に代替できる。

【申請の時期】

Q41(住宅再建前の申請について)

住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金は、住宅の再建前に申請可能か。

A 4 1 加算支援金は、たとえば住宅建設が完了しなくとも契約書の写しを申請書に添付することで受給することが可能であるので、周知に努めていただきたい。

○長期避難世帯関係

【認定関係】

Q42(長期避難世帯の認定について)

長期避難世帯認定の趣旨と避難指示等との関係如何。

A 4 2 長期避難世帯は「火砕流等による被害が発生する危険な状態が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」であり、避難指示、勧告、警戒区域の設定等(以下、避難指示等)が解除される見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合に当該都道府県において認定するものとしている(通知608号)。

このことから、通常は、避難指示等が解除されると長期避難世帯の認定も解除することとなるが、避難指示等の解除後もライフラインの復旧に期日を要する場合には、ライフラインの復旧により、居住が可能となるまで、長期避難世帯として取り扱うことができる。

【支援内容】

Q43(支援内容について)

長期避難世帯の支援内容如何。

A 4 3 長期避難世帯に該当するとして認定が継続している間は、世帯の生活及び住宅の実情等から避難先において新たな生活を開始する必要性が生じていると判断されることから、全壊世帯と同等の支援となる(法第2条第2号八)。

そのため、この期間中については、申請期間(災害が発生した日から基礎支援金は13月、加算支援金は37月)内に支援金支給の申請を行えば、全壊世帯と同様の支援が受けられる

ただし、避難指示等が解除され支援法の「長期避難世帯」に該当しなくなった場合には、住宅の被害調査・認定を行った上で、「全壊(半壊等でやむを得ず解体する場合を含む。)」又は「大規模半壊」に該当する場合のみ、通常の場合と同様に支援金が支給される。

○申請手続き関係

【申請期間】

Q44(申請期間の延長事由について)

被災世帯の世帯主が申請することができないやむを得ない事情があれば、申請期間を延長できるとあるが、どのような場合が考えられるのか(令第4条第4項)。

A 4 4 住宅の再建に着手する期間が長期にかかる場合などが考えられる。

支給申請期間の延長については、都道府県(事務を受託した場合は支援法人)が行うものとする。また、発生した自然災害の状況によっては、個別に延長期間を定めることが支給事務の繁雑さを招くとともに、被災世帯間の公平性が損なわれることとなる場合があり、その際は市町村を単位として、申請期間の延長を行うことも可能である。

Q45(実績の確認について)

住宅の建設等加算支援金支給の要件は契約書等で確認することだが、契約が履行されなかったことが判明し場合には、どのようにすべきか。

A 4 5 一度住宅の建設等が契約書等で確認され、加算支援金が支給された段階で一連の手続きは完了する。その後、契約が履行されていない事実を把握した場合には、加算支援金の返還が必要となるので、支援法人に連絡されたい。なお、当初から虚偽の契約書等で加算支援金を受給したことが判明した場合には刑事告発なども含め、適切に対応されたい。

旧

平成20年4月14日 府政防第230号
内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（災害復旧・復興担当）

被災者生活再建支援法Q&A

文中

「法」=被災者生活再建支援法（平成19年法律第114号による改正後）
改正前の法を「旧法」とよぶ。
「令」=被災者生活再建支援法施行令（平成19年政令第361号による改正後）
「規則」=被災者生活再建支援法施行規則（平成19年内閣府令第85号による改正後）
「通知880号」=被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について
（平成19年12月14日府政防第880号）

○法の適用関係

【全般】

Q1（支援法の改正について）
改正後の制度概要如何。

A1 下記のとおり。・・・被災者生活再建支援制度の概要（A4横 1枚紙）

【自然災害】

Q2（適用となる自然災害について）

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村について、支援法が適用されることだが、災害救助法に基づく指定が行われなければ、支援法が適用されないという趣旨か。

A2 令第1条第1号は「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村」となっており、災害救助法の指定がなされなかった場合でも、被災世帯の数が災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村は、支援法の対象となる。

【世帯】

Q3（世帯について）

数世帯が同一の住宅に同居している場合、世帯の取扱いをどのようにしたらよいか。

A3 本制度は住宅被害に着目した制度であるが、集合住宅も想定し、支援対象は、建物単位ではなく、世帯単位としているものである。ここで、「世帯」とは、「社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにするものの集まり又は独立して生計を維持する単身者をいうもの」である。

従って、数世帯が同一家屋に同居している場合で、いずれも生計を1つにしていなかった場合は、それぞれを「世帯」として取り扱うこととなる。その場合の確認書類としては、通知880号に示すとおり、災害発生時において住民票が別になっていることが原則であることから、住民票で確認することになる。住民票が同一であっても、電気、水道等が別に契約されている場合には、通常は住宅の構造上も、別の世帯であることは明らかであると考えられ、その場合には支払い料金の明細等で確認し、住民票を補完する資料として申請書に添付するものとする。

案

被災者生活再建支援法Q&A

文中

「法」=被災者生活再建支援法（平成19年法律第114号による改正後）
「令」=被災者生活再建支援法施行令（平成22年政令第192号による改正後）
「規則」=被災者生活再建支援法施行規則（平成19年内閣府令第85号による改正後）
「通知608号」=被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について
（平成22年9月3日府政防第608号）

○法の適用関係

【全般】

Q1（支援法の改正について）
改正後の制度概要如何。

A1 下記のとおり。・・・被災者生活再建支援制度の概要（A4横 1枚紙）

【自然災害】

Q2（適用となる自然災害について）

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村について、支援法が適用されることだが、災害救助法に基づく指定が行われなければ、支援法が適用されないという趣旨か。

A2 令第1条第1号は「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村」となっており、災害救助法の指定がなされなかった場合でも、被災世帯の数が災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した市町村は、支援法の対象となる。

【世帯】

Q3（世帯について）

数世帯が同一の住宅に同居している場合、世帯の取扱いをどのようにしたらよいか。

A3 本制度は住宅被害に着目した制度であるが、集合住宅も想定し、支援対象は、建物単位ではなく、世帯単位としているものである。ここで、「世帯」とは、「社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにするものの集まり又は独立して生計を維持する単身者をいうもの」である。

従って、数世帯が同一家屋に同居している場合で、いずれも生計を1つにしていなかった場合は、それぞれを「世帯」として取り扱うこととなる。その場合の確認書類としては、通知608号に示すとおり、災害発生時において住民票が別になっていることが原則であることから、住民票で確認することになる。住民票が同一であっても、電気、水道等が別に契約されている場合には、通常は住宅の構造上も、別の世帯であることは明らかであると考えられ、その場合には支払い料金の明細等で確認し、住民票を補完する資料として申請書に添付するものとする。

Q4(世帯主以外の申請について)

支援金の支給は被災世帯の世帯主(特段の事情がある場合には、当該世帯主に準じる者)の申請に基づき行うとあるが、世帯主の明確な定義及び世帯主に準ずる者の明確な定義如何。

A 4 世帯主とは、災害が発生した日において、主として当該世帯の生計を維持している者をいう。

「生計を維持している」とは、社会通念上その者が世帯に属する他の者を扶養していると認められる場合をいうものとするが、当該扶養の判断を一律に定めることは困難であることから、住民票により判断することを原則とする。Q 3で電気、水道等の料金明細が提出される場合にはその契約者ということになる。

申請は世帯主が行うことが原則であるが、諸般の事情を考慮し、困難であれば他の者を「当該世帯主に準じる者」として取り扱って差し支えない。

なお、世帯主以外の者が支援金の支給を申請する場合は、被災者生活再建支援金支給申請書にその理由を記載させ、個々の事情に即してその理由の適否を判断する。

【住宅】

Q5(住宅の定義について)

「居住する住宅」の範囲如何。例えば、主たる棟は全壊等に至らなかったが、付随する別棟の台所、トイレ、納屋等が全壊等した場合の取り扱い如何(法第2条第2号)。

A 5 住宅とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

いわゆる「離れ」については日常的に「母屋」と一体的に使用されているものであれば、合わせて1戸の住宅として取り扱うことになる。

つまり、1戸の住宅として認定するのであれば、「災害の被害認定基準について(平成13年

Q4(世帯数について)

被災したことにより、複数世帯が単数世帯になった場合や世帯全員が亡くなられた場合の世帯の取り扱いはどうなるのか。

A 4 世帯の構成数は、原則として災害が発生した日を基準とするものであり、被災したことにより、複数世帯が単数世帯になった場合は、複数世帯として支援金の申請を行うことができる。ただし、世帯全員が亡くなられた場合には、被災者生活再建支援制度の対象とはならない。

Q5(世帯主以外の申請について)

支援金の支給は被災世帯の世帯主(特段の事情がある場合には、当該世帯主に準じる者)の申請に基づき行うとあるが、世帯主の明確な定義及び世帯主に準ずる者の明確な定義如何。

A 5 世帯主とは、災害が発生した日において、主として当該世帯の生計を維持している者をいう。

「生計を維持している」とは、社会通念上その者が世帯に属する他の者を扶養していると認められる場合をいうものとするが、当該扶養の判断を一律に定めることは困難であることから、住民票により判断することを原則とする。Q 3で電気、水道等の料金明細が提出される場合にはその契約者ということになる。

申請は世帯主が行うことが原則であるが、諸般の事情を考慮し、困難であれば他の者を「当該世帯主に準じる者」として取り扱って差し支えない。

なお、世帯主以外の者が支援金の支給を申請する場合は、被災者生活再建支援金支給申請書にその理由を記載させ、個々の事情に即してその理由の適否を判断する。

Q6(未成年者及び成年被後見人からの申請について)

被災後、当該世帯に未成年者又は成年被後見人だけが残された場合、未成年者又は成年被後見人は申請者となり得るか。

A 6 法定代理人が申請及び受取りを行うものとする。

Q7(住民票を有しない者の住居の確認について)

全壊した住居に住民票を有しないまま居住して被災した世帯は、本法上の被災世帯となるのか。

A 7 居住とは、世帯が当該住宅を生活の本拠として日常的に使用していることをいうことから、住民票を有していなくても、居住していることが確認できれば、本法の被災世帯に該当することになる。

なお、住民票により居住の確認ができない場合は、水道、電気等の料金明細や、郵便物の配達先が居住地となっていることなどを確認する必要がある。

【住宅】

Q8(住宅の定義について)

「居住する住宅」の範囲如何。例えば、主たる棟は全壊等に至らなかったが、付随する別棟の台所、トイレ、納屋等が全壊等した場合の取り扱い如何(法第2条第2号)。

A 8 住宅とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。したがって、空き家、別荘、他人に貸している物件、建設中の住宅等は、当然ながら居住する住宅には含まれない。

また、いわゆる「離れ」については日常的に「母屋」と一体的に使用されているものであれば、合わせて1戸の住宅として取り扱うことになる。

6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）（以下「被害認定基準」という。）に則り、母屋及び「離れ」を合わせた、床面積の損壊割合又は住家の主要な構成要素の損害割合を算定し、被害認定を行うことになり、「全壊」「大規模半壊」の認定がなされれば支援の対象となる。

Q6(店舗兼住宅について)

店舗兼住宅が被災した場合の支援の考え方如何。

A6 店舗兼住宅の被害認定調査については、事業用の部分（店舗部分）は原則として住宅に含まず、その居住する部分（住宅部分）について調査を行う。ただし、店舗部分の被害が、住宅部分に「居住のための基本的機能を喪失」するような影響を及ぼす場合は、これを住宅の被害として調査することは可能である。例えば、1階に店舗部分があり、2階を住宅として用いている場合で、1階部分の柱が傾斜するといった構造的な被害が生じたために、「居住のための基本的機能を喪失」する場合は、それをもとに調査を行う。

その結果、住宅部分が全壊等の被害と認定された場合は、支援の対象となる。

Q7(集合住宅の判定基準について)

集合住宅の判定方法如何。

A7 集合住宅については、原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定する。

ただし、特定の住戸に著しい被害が生じた場合等各住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、各住戸別に判定し認定する。

○被害認定関係

【被害判定】

Q8(被害認定基準について)

大規模半壊の認定は、「延べ床面積の損壊割合」と「経済的被害」とのどちらか一方が基準に達した場合でよいか。

また、判定は申請受付を行う者（県・市町村）の判断に委ねるものとしてよいか。

A8 大規模半壊世帯とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、被害認定基準による「半壊」基準のうち、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定（損壊基準判定）が50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定（損害基準判定）が40%以上50%未満のものをいう。

具体的な判定は、当該都道府県、市町村の判断に委ねることになるが、上記認定基準に則り、執り行われたい。

Q9(浸水等による住宅被害の認定について)

浸水等により被害を受けた住宅を被害認定する際のポイント如何。

A9 浸水等による住宅被害においては、床材、壁材、断熱材などの建材は、一度浸水すると、本来の機能を損失し、又は通常求められる住居の快適性を著しく阻害する場合がある。例えば、浸水の水位が低位であった場合でも、壁内部のパネルや断熱材の吸水により、壁の全面が膨張

つまり、1戸の住宅として認定するのであれば、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）（以下「被害認定基準」という。）に則り、母屋及び「離れ」を合わせた、床面積の損壊割合又は住家の主要な構成要素の損害割合を算定し、被害認定を行うことになり、「全壊」「大規模半壊」の認定がなされれば支援の対象となる

Q9(店舗兼住宅について)

店舗兼住宅が被災した場合の支援の考え方如何。

A9 店舗兼住宅の被害認定調査については、事業用の部分（店舗部分）は原則として住宅に含まず、その居住する部分（住宅部分）について調査を行う。ただし、店舗部分の被害が、住宅部分に「居住のための基本的機能を喪失」するような影響を及ぼす場合は、これを住宅の被害として調査することは可能である。例えば、1階に店舗部分があり、2階を住宅として用いている場合で、1階部分の柱が傾斜するといった構造的な被害が生じたために、「居住のための基本的機能を喪失」する場合は、それをもとに調査を行う。

その結果、住宅部分が全壊等の被害と認定された場合は、支援の対象となる。

Q10(集合住宅の判定基準について)

集合住宅の判定方法如何。

A10 集合住宅については、原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定する。

ただし、特定の住戸に著しい被害が生じた場合等各住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、各住戸別に判定し認定する。

○被害認定関係

【被害判定】

Q11(被害認定基準について)

大規模半壊の認定は、「延べ床面積の損壊割合」と「経済的被害」とのどちらか一方が基準に達した場合でよいか。

また、判定は申請受付を行う者（県・市町村）の判断に委ねるものとしてよいか。

A11 大規模半壊世帯とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、被害認定基準による「半壊」基準のうち、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定（損壊基準判定）が50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定（損害基準判定）が40%以上50%未満のものをいう。

具体的な判定は、当該都道府県、市町村の判断に委ねることになるが、上記認定基準に則り、執り行われたい。

Q12(浸水等による住宅被害の認定について)

浸水等により被害を受けた住宅を被害認定する際のポイント如何。

A12 浸水等による住宅被害においては、床材、壁材、断熱材などの建材は、一度浸水すると、本来の機能を損失し、又は通常求められる住居の快適性を著しく阻害する場合がある。例えば、浸水の水位が低位であった場合でも、壁内部のパネルや断熱材の吸水により、壁の全面

している場合であり、その際は、「内壁」全面の損傷として取り扱うこととなる。
また、水廻りの衛生設備等については、一度浸水すると、使用できない場合がある。
さらに、浸水被害をもたらす台風災害においては、強風による屋根や天井の被害、水圧若しくは土石や泥 流の流入による柱や基礎の被害を伴う場合もある。
このように、浸水による被害に加え、外力による被害が同時に発生している場合には、地震等による被害 による被害調査を並行して行い、双方の判定で部位別の損害割合に差が生じる場合には、より大きい方を 当該部位の損害割合とすることができる（混合被害）。
床上浸水等の被害に係る住宅の被害に認定にあたっては、「浸水等による住宅被害の認定について（平成16年10月28日府政防第842号）」に基づき、執り行われたい。

Q10(延床面積の判定基準について)

住家半壊の基準は、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定(損壊基準判定)によると「延床面積の20%以上70%未満のもの」が半壊となり、うち50%以上70%未満が大規模半壊と位置づけられているが、一方で、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、部分別損傷率(損害基準判定)で判定する方式となっている。両者の違いをどのように考えたらよいか。

A10 住家の被害認定基準は、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定(損壊基準判定)と、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定(損害基準判定)がある。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」で示した住家の被害認定基準は、近年の住宅構造や仕様の変化に伴う被害態様の多様化、住家の主要な構成要素の経済的被害の判定に伴う労力、時間を考慮し、部位別構成比を採用して損害割合を算出し、判定することとしたものである(損害基準判定)。

損壊基準判定は、部位別構成比に拘ることなく損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積に占める割合で判定することとなるが、一般的には火災の判定に用いられている。

なお、損壊については、一見してその部分の滅失したことが明確なものか、または滅失に準じる程度のものとする。

Q11(損害基準判定について)

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」には、一般的な住家を想定した部位別構成比が示されているが、この構成比を変えることは可能か。

また、浸水による被害の場合、例えば木造の場合の部位別構成比には「柱」と「基礎」が除かれているため、合計70%となっているが(運用指針92頁)、これを合計100%として取り扱うことも可能か。

A11 住家の部位別構成比は、その規模、階数、仕様により異なり、また、地域差も存することから、地域に応じた適切、適当と思われる部位別構成比を設定することもできる(運用指針3頁)。

また、柱、基礎が損傷した場合には、地震等による被害(運用指針第1編)の損傷の基準及び部位別構成比を参照し、構成比が合計100%となるよう取り扱って差し支えない。

Q12(大規模半壊認定基準について)

損害割合が40%以上50%未満のものは、全て大規模半壊と認定してよいか。構造耐力上主要な部分の補修は必須となるのか。

A12 大規模半壊世帯とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指すが、損壊基準判定が延べ床面積の50%以上70%未満の

が膨張している場合であり、その際は、「内壁」全面の損傷として取り扱うこととなる。
また、水廻りの衛生設備等については、一度浸水すると、使用できない場合がある。
さらに、浸水被害をもたらす台風災害においては、強風による屋根や天井の被害、水圧若しくは土石や泥 流の流入による柱や基礎の被害を伴う場合もある。
床上浸水等の被害に係る住宅の被害に認定にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」水害編に基づき、執り行われたい。

Q13延床面積の判定基準について)

住家半壊の基準は、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定(損壊基準判定)によると「延床面積の20%以上70%未満のもの」が半壊となり、うち50%以上70%未満が大規模半壊と位置づけられているが、一方で、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、部分別損傷率(損害基準判定)で判定する方式となっている。両者の違いをどのように考えたらよいか。

A13 住家の被害認定基準は、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積と住家の延べ床面積との割合による判定(損壊基準判定)と、住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定(損害基準判定)がある。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」で示した住家の被害認定基準は、近年の住宅構造や仕様の変化に伴う被害態様の多様化、住家の主要な構成要素の経済的被害の判定に伴う労力、時間を考慮し、部位別構成比を採用して損害割合を算出し、判定することとしたものである(損害基準判定)。

損壊基準判定は、部位別構成比に拘ることなく損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積に占める割合で判定することとなるが、一般的には火災の判定に用いられている。

なお、損壊については、一見してその部分の滅失したことが明確なものか、または滅失に準じる程度のものとする。

削除

(浸水被害を水害被害に改めた際に、部位別構成比は100%になっているため。)

Q14大規模半壊認定基準について)

損害割合が40%以上50%未満のものは、全て大規模半壊と認定してよいか。構造耐力上主要な部分の補修は必須となるのか。

A14 大規模半壊世帯とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指すが、損壊基準判定が延べ床面積の50%以上70%未満の

もの、又は損害基準判定が40%以上50%未満の場合は、通常「構造耐力上主要な部分の補修」が必要と考えられることから、「大規模半壊」として取り扱って差し支えない。

Q13(被害認定の実施者について)

建築技術等について十分な専門知識がある者でなければ判断することが困難であると考えられるが、行政職員だけでは対応ができない場合、建築業者等へ委託することも可能か。また、判定者の資格・要件はあるのか。

A13 基本的に調査員2名(うち1名は建築技術の専門的知識を有するもの)で行うことが望ましいが、被害認定に係る最終的な責任は当該市町村が負うべきものであることから、この限りにおいて委託及びその範囲については、当該市町村で判断することになる。

なお、都道府県にあっては、平時から市町村に対する応援態勢等を整備し、発災時には相互に協力して執り行われたい。

【解体事由・時期】

Q14(半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する「やむを得ない」事由について)

半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する「やむを得ない」事由の判定基準如何。

A14 「やむを得ない事由」とは、「当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由」(法第2条第2号ロ)である。

様々なケースが想定されるが、例えば、豪雨により住家に流入した土砂の撤去のためや、耐え難い悪臭などのためにやむを得ず解体する場合は「やむを得ない事由」に該当すると考えられる。また、敷地被害については、敷地の修復のため住宅を解体せざるを得ないという場合が典型例である。

具体的認定にあたっては、被害の事情を踏まえ、適切に運用されたい。

Q15(半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する時期について)

もの、又は損害基準判定が40%以上50%未満の場合は、通常「構造耐力上主要な部分の補修」が必要と考えられることから、「大規模半壊」として取り扱って差し支えない。

Q15(地盤に係る住家被害認定の運用の見直しについて)

地盤の液状化等に係る住家の被害認定の運用見直しの主なポイント如何。

A15 基礎・床一体となった傾斜による判定及び住家の基礎等の潜り込みによる判定を追加し、地盤に係る住家被害について、より実態に即した判定ができるよう見直しを行ったところである。

1. 傾斜による判定の追加(基礎と柱が一体的に傾く(不同沈下)の場合)

基礎・柱も含めた傾斜の場合は以下により判定

1/20 四隅の傾斜の平均 全壊(従来通り)

1/60 四隅の傾斜の平均<1/20 大規模半壊(新規)

1/100 四隅の傾斜の平均<1/60 半壊(新規)

2. 住家の基礎等の潜り込みによる判定の追加

(潜り込みの量) (被害の程度)

床上1mまで 全壊

床まで 大規模半壊

基礎の天端下25cmまで 半壊

なお、地盤に係る住家の被害認定については、「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について(平成23年5月2日事務連絡)」を参考にされたい。

Q16(被害認定の実施者について)

建築技術等について十分な専門知識がある者でなければ判断することが困難であると考えられるが、行政職員だけでは対応ができない場合、建築業者等へ委託することも可能か。また、判定者の資格・要件はあるのか。

A16 基本的に調査員2名(うち1名は建築技術の専門的知識を有するもの)で行うことが望ましいが、被害認定に係る最終的な責任は当該市町村が負うべきものであることから、この限りにおいて委託及びその範囲については、当該市町村で判断することになる。

なお、都道府県にあっては、平時から市町村に対する応援態勢等を整備し、発災時には相互に協力して執り行われたい。

【解体事由・時期】

Q17(半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する「やむを得ない」事由について)

半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する「やむを得ない」事由の判定基準如何。

A17 「やむを得ない事由」とは、「当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由」(法第2条第2号ロ)である。

様々なケースが想定されるが、例えば、豪雨により住家に流入した土砂の撤去のためや、耐え難い悪臭などのためにやむを得ず解体する場合は「やむを得ない事由」に該当すると考えられる。また、敷地被害については、敷地の修復のため住宅を解体せざるを得ないという場合が典型例である。

具体的認定にあたっては、被害の事情を踏まえ、適切に運用されたい。

Q18(半壊世帯や敷地被害世帯が住宅を解体する時期について)

半壊世帯や敷地被害世帯はいつまでに住宅を解体する必要があるのか。

A 1 5 支援金の支給を受けるためには、被災者生活再建支援金支給申請書を提出する必要がある。これには住宅の被害状況を記入し、り災証明書、登記簿謄本（滅失登記済）など住宅の被害等を証明する書類を添付することとなる。

そのため「解体」は、申請期間内に行われる必要がある。

なお、被災後、相当期間経過してから解体を行うケースについては、一般的に、自然災害との関連性が薄れていることから、「やむを得ない事由」については慎重に判断されたい。

【り災証明書】

Q16(大規模半壊の被害認定の証明について)

大規模半壊認定はり災証明書に記載するべきか。別の証明書類による場合、その様式如何。

A 1 6 り災証明書について定めた法令上の規定はないが、防災に関する事務は基本的には市町村の事務とされており（地方自治法第2条、災害対策基本法第5条）、市町村の災害対策（救助）の一環として発行されているものである。

その様式に特段の定めはないが、支援法業務の円滑な推進のため、原則として、り災証明書に「大規模半壊」の記載をするものとする。

ただし、り災証明書に記載できない特段の事情があれば、別に大規模半壊であることを証明した書類を添付しても差し支えない。

○支援金支給関係

【支援金の使途】

Q17(支援金の使途制限について)

支援金には全く使途制限はないのか。

A 1 7 支援金には使途の制限は一切なく、事後の報告も必要ない。加算支援金を受給するには居住する住宅を建設する等の要件があるが、加算支援金は住宅建設に対する直接の支援ではなく、被災世帯の生活の再建を支援するための見舞金的な性格のものなので、その使途については限定は付されていない。

【居住形態】

Q18(被災後の居住形態の変更について)

被災後の居住形態の変更(賃貸住宅入居→住宅再建)は可能か。

A 1 8 可能である。例えば、最初の申請時には再建方法が未確定で賃貸住宅に入居していたが、第2回目以降の申請時に自宅を再建することが決まった場合等である。

賃貸住宅に入居した時点で50万円（単身世帯であれば37.5万円）の加算支援金を受給していた場合は、住宅再建による加算支援金200万円（単身世帯であれば150万円）を受給する際に、既受給額が差し引かれることになる。

なお、住宅を補修して加算支援金100万円（単身世帯であれば75万円）を受給した場合には、住宅が補修された時点で本制度の目的とする被災世帯の生活再建は達成したものと考えられることから、その後に別途住宅を建築し、又は購入したとしても、原則、加算支援金の対象とはならない。但し、浸水被害のように、住宅を補修した後もなお悪臭等が止まず、居住することが困難であるなど、特別、合理的な理由が認められる場合には、この限りではない。

半壊世帯や敷地被害世帯はいつまでに住宅を解体する必要があるのか。

A 1 8 支援金の支給を受けるためには、被災者生活再建支援金支給申請書を提出する必要がある。これには住宅の被害状況を記入し、り災証明書、登記簿謄本（滅失登記済）など住宅の被害等を証明する書類を添付することとなる。

そのため「解体」は、申請期間内に行われる必要がある。

なお、被災後、相当期間経過してから解体を行うケースについては、一般的に、自然災害との関連性が薄れていることから、「やむを得ない事由」については慎重に判断されたい。

【り災証明書】

Q19(大規模半壊の被害認定の証明について)

大規模半壊認定はり災証明書に記載するべきか。別の証明書類による場合、その様式如何。

A 1 9 り災証明書について定めた法令上の規定はないが、防災に関する事務は基本的には市町村の事務とされており（地方自治法第2条、災害対策基本法第5条）、市町村の災害対策（救助）の一環として発行されているものである。

その様式に特段の定めはないが、支援法業務の円滑な推進のため、原則として、り災証明書に「大規模半壊」の記載をするものとする。

ただし、り災証明書に記載できない特段の事情があれば、別に大規模半壊であることを証明した書類を添付しても差し支えない。

○支援金支給関係

【支援金の使途】

Q20(支援金の使途制限について)

支援金には全く使途制限はないのか。

A 2 0 支援金には使途の制限は一切なく、事後の報告も必要ない。加算支援金を受給するには居住する住宅を建設する等の要件があるが、加算支援金は住宅建設に対する直接の支援ではなく、被災世帯の生活の再建を支援するための見舞金的な性格のものなので、その使途については限定は付されていない。

【居住形態】

Q21(被災後の居住形態の変更について)

被災後の居住形態の変更(賃貸住宅入居→住宅再建)は可能か。

A 2 1 可能である。例えば、最初の申請時には再建方法が未確定で賃貸住宅に入居していたが、第2回目以降の申請時に自宅を再建することが決まった場合等である。

賃貸住宅に入居した時点で50万円（単身世帯であれば37.5万円）の加算支援金を受給していた場合は、住宅再建による加算支援金200万円（単身世帯であれば150万円）を受給する際に、既受給額が差し引かれることになる。

なお、住宅を補修して加算支援金100万円（単身世帯であれば75万円）を受給した場合には、住宅が補修された時点で本制度の目的とする被災世帯の生活再建は達成したものと考えられることから、その後に別途住宅を建築し、又は購入したとしても、原則、加算支援金の対象とはならない。但し、浸水被害のように、住宅を補修した後もなお悪臭等が止まず、居住することが困難であるなど、特別、合理的な理由が認められる場合には、この限りではない。

Q19(被災後に世帯を分ける場合について)

構成員が複数の世帯が居住していた住宅が全壊し、別々の住宅に分かれて居住することを余儀なくされた場合においても、基礎支援金、加算支援金の申請にあたって、一つの世帯として考えるのか(法第3条第2項)。

A 1 9 世帯に関する認定は、原則として災害が発生した日を基準としており、一つの世帯として被災時の世帯主に支給される。

Q20(世帯外の者との共有名義について)

住宅を世帯外の者との共同契約、共有名義で建設した場合は、加算支援金の要件を充たすこととなるか。

A 2 0 共同契約、共有名義であっても、その被災世帯が住宅に居住するのであれば該当する。たとえば、被災地外に住む親族の支援を受けて、共同で契約し、共有名義で登記するといった場合が該当する。

Q21(複数の被災世帯の同居について)

別に住んでいた複数の被災世帯が共同契約、共有名義で1軒の家を建てて同居しようとする場合でも、加算支援金は各被災世帯それぞれに支給されるのか。

A 2 1 共同契約、共有名義で、その複数の世帯が皆、当該住宅に居住するのであれば、それぞれに支給される。別に住んでいた複数の被災世帯が資金を持ち寄って住宅を建てて同居するといった場合が該当する。

【全壊世帯】

Q22(全壊世帯が補修する場合について)

全壊世帯が家屋を補修する場合でも加算支援金は受給できるのか。

A 2 2 加算支援金は住まいの再建方法に応じて支給されるものであり、全壊世帯であっても補修で済ませれば、補修した場合の100万円(単数世帯では75万円)の申請を行うことができる。

【建設と補修】

Q23(建設と補修の定義について)

支援法における「建設」と「補修」の定義はどうか。

A 2 3 従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用しないで住宅を造ることを住宅の「建設」とし、従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用して住宅を造ることを住宅の「補修」とする。

被災世帯が、従前の建物以外の建物(以下「別の建物」という。)を増築して居住する場合についても、原則として住宅の「補修」にあたることとするが、増築した部分で住宅としての機能が完結していれば、別の建物と同一敷地内にある場合、別の建物と一部の壁や配管等が共有されている場合でも「建設」とする。

なお、「補修」は大規模半壊以上の被害を受けた被災世帯が対象であるから、令第2条に定める部分の工事を伴うものを想定している。

ただし、いずれの場合も被災者が自ら居住する目的で行うものを対象とする。

Q22(被災後に世帯を分ける場合について)

構成員が複数の世帯が居住していた住宅が全壊し、別々の住宅に分かれて居住することを余儀なくされた場合においても、基礎支援金、加算支援金の申請にあたって、一つの世帯として考えるのか(法第3条第2項)。

A 2 2 世帯に関する認定は、原則として災害が発生した日を基準としており、一つの世帯として被災時の世帯主に支給される。

Q23(世帯外の者との共有名義について)

住宅を世帯外の者との共同契約、共有名義で建設した場合は、加算支援金の要件を充たすこととなるか。

A 2 3 共同契約、共有名義であっても、その被災世帯が住宅に居住するのであれば該当する。たとえば、被災地外に住む親族の支援を受けて、共同で契約し、共有名義で登記するといった場合が該当する。

Q24(複数の被災世帯の同居について)

別に住んでいた複数の被災世帯が共同契約、共有名義で1軒の家を建てて同居しようとする場合でも、加算支援金は各被災世帯それぞれに支給されるのか。

A 2 4 共同契約、共有名義で、その複数の世帯が皆、当該住宅に居住するのであれば、それぞれに支給される。別に住んでいた複数の被災世帯が資金を持ち寄って住宅を建てて同居するといった場合が該当する。

【全壊世帯】

Q25(全壊世帯が補修する場合について)

全壊世帯が家屋を補修する場合でも加算支援金は受給できるのか。

A 2 5 加算支援金は住まいの再建方法に応じて支給されるものであり、全壊世帯であっても補修で済ませれば、補修した場合の100万円(単数世帯では75万円)の申請を行うことができる。

【建設と補修】

Q26(建設と補修の定義について)

支援法における「建設」と「補修」の定義はどうか。

A 2 6 従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用しないで住宅を造ることを住宅の「建設」とし、従前の建物の一部を新しい住宅の一部として使用して住宅を造ることを住宅の「補修」とする。

被災世帯が、従前の建物以外の建物(以下「別の建物」という。)を増築して居住する場合についても、原則として住宅の「補修」にあたることとするが、増築した部分で住宅としての機能が完結していれば、別の建物と同一敷地内にある場合、別の建物と一部の壁や配管等が共有されている場合でも「建設」とする。

なお、「補修」は大規模半壊以上の被害を受けた被災世帯が対象であるから、令第2条に定める部分の工事を伴うものを想定している。

ただし、いずれの場合も被災者が自ら居住する目的で行うものを対象とする。

Q24(建設、補修の例について)

以下の改築(残存部分を利用しつつ、被災住宅とほぼ同規模の住宅を造る)の場合は、加算支援金で「建設」又は「補修」のどちらになるのか。また、各ケースにおいて、改築ではなく増築(被災住宅以上の規模の住宅を造る)とした場合はどうか。

- ①被災住宅の一部(例えば基礎や柱)を残して解体し、改築した場合
- ②床面積で半分程度の被災した部分を解体し、改築した場合
- ③被災した部分のみ(例えば、居間一室やトイレのみ)を解体し、改築した場合

また、被災住宅の一部を残して解体(被災部分の一部除却)し、その一部と空間を空けて新築した場合はどうか。

A 2 4 一般的には以下のように解される。但し、実態に応じて判断をお願いしたい。

なお、増築部分があっても考慮する必要はない。

補修(増築の場合も同じ)
補修(")
ともに補修(")

Q25(建設、補修の例について)

被災世帯(親)が住宅を解体して、子の住宅(被害無し)を増築して居住する場合は、加算支援金で「建設」又は「補修」のどちらになるのか。

また、増築家屋の名義が親か子かで取扱いが異なるのか。

A 2 5 増築部分において住宅としての機能が完結していれば「建設」、その他の場合は「補修」となる。

名義は、被災世帯である場合に限る(子と共有でも可能)。

【補修】

Q26(災害救助法の応急修理について)

災害救助法に基づく応急修理は住宅を補修した場合に該当するのか。

A 2 6 応急修理は仮住まいのためのものであり、恒久的な住まいの再建を支援する法の趣旨に合致しないことから、応急修理だけでは支援法上の補修には該当しない。

なお、災害救助法に基づく応急修理は地方公共団体が契約主体であり、この点からも被災世帯が補修を行ったことにはならない。

Q27(借家の補修について)

借家の補修も加算支援金の「補修」の対象になるのか。(対象になる場合は、大家の承諾書が必要か。)

A 2 7 借家は大家の事業用資産として大家が補修を行うべきものであり、借家人が補修を行うことは通常考えにくいことから、原則、対象とならない。

【大規模半壊世帯】

Q28(大規模半壊世帯の住宅再建について)

大規模半壊世帯が新たな住宅の建設または購入を行う場合は、それに応じた加算支援金を受給できるのか。

A 2 8 加算支援金は住宅の再建方法に応じて支給されるものであり、大規模半壊世帯であっ

Q27(建設、補修の例について)

以下の改築(残存部分を利用しつつ、被災住宅とほぼ同規模の住宅を造る)の場合は、加算支援金で「建設」又は「補修」のどちらになるのか。また、各ケースにおいて、改築ではなく増築(被災住宅以上の規模の住宅を造る)とした場合はどうか。

- ①被災住宅の一部(例えば基礎や柱)を残して解体し、改築した場合
- ②床面積で半分程度の被災した部分を解体し、改築した場合
- ③被災した部分のみ(例えば、居間一室やトイレのみ)を解体し、改築した場合

また、被災住宅の一部を残して解体(被災部分の一部除却)し、その一部と空間を空けて新築した場合はどうか。

A 2 7 一般的には以下のように解される。但し、実態に応じて判断をお願いしたい。

なお、増築部分があっても考慮する必要はない。

補修(増築の場合も同じ)
補修(")
ともに補修(")

Q28(建設、補修の例について)

被災世帯(親)が住宅を解体して、子の住宅(被害無し)を増築して居住する場合は、加算支援金で「建設」又は「補修」のどちらになるのか。

また、増築家屋の名義が親か子かで取扱いが異なるのか。

A 2 8 増築部分において住宅としての機能が完結していれば「建設」、その他の場合は「補修」となる。

名義は、被災世帯である場合に限る(子と共有でも可能)。

【補修】

Q29(災害救助法の応急修理について)

災害救助法に基づく応急修理は住宅を補修した場合に該当するのか。

A 2 9 応急修理は仮住まいのためのものであり、恒久的な住まいの再建を支援する法の趣旨に合致しないことから、応急修理だけでは支援法上の補修には該当しない。

なお、災害救助法に基づく応急修理は地方公共団体が契約主体であり、この点からも被災世帯が補修を行ったことにはならない。

Q30(借家の補修について)

借家の補修も加算支援金の「補修」の対象になるのか。(対象になる場合は、大家の承諾書が必要か。)

A 3 0 借家は大家の事業用資産として大家が補修を行うべきものであり、借家人が補修を行うことは通常考えにくいことから、原則、対象とならない。

【大規模半壊世帯】

Q31(大規模半壊世帯の住宅再建について)

大規模半壊世帯が新たな住宅の建設または購入を行う場合は、それに応じた加算支援金を受給できるのか。

A 3 1 加算支援金は住宅の再建方法に応じて支給されるものであり、大規模半壊世帯であっ

ても、新たな住宅の建設または購入を行う場合は、加算支援金200万円(単身世帯では150万円)を申請できる。

Q29(やむを得ず家屋を解体する場合の支援について)

大規模半壊世帯がやむを得ない事由により家屋の解体を行う場合の支援内容如何。

A29 大規模半壊世帯が「当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯」(法第3条第2項ロ)に該当する場合、全壊世帯と同等の支援となる。

【解体撤去費】

Q30(従前住宅の解体撤去費について)

従前住宅を解体しただけでは加算支援金は受給できないのか。

A30 加算支援金が受給できるのは、住宅に全壊等の被害を受けた被災者が、その居住する住宅の建設、購入若しくは補修又は民間賃貸住宅に入居した場合である。基礎支援金は全壊等の被害があれば支給され、その用途に制限はないので、解体撤去費に充てることも可能である。

【賃借】

Q31(親戚等の住居を賃借した場合について)

親兄弟及び親戚縁者等の住居の一部の部屋を間借りするなどした場合、賃貸住宅に入居したものとして加算支援金を受給できるのか。

A31 使用料、賃借料が発生している場合は該当し得る(但し、契約書等証拠書類が必要である。)

Q32(賃貸住宅の範囲について)

賃貸住宅は、ホテルや旅館であっても良いのか。

A32 本制度の趣旨から住まいの再建は恒久的なものであることが要件となっているものと解すべきであり、ホテルや旅館等の仮住まいは該当しない。敷金・礼金の支払いの有無、住民登録の有無などにより仮住まいでないことを確認されたい。

Q33(再建先を老人ホームにした者の支援について)

高齢者の被災者が、再建先を老人ホームにした場合、加算支援金は「賃借」となるのか。

A33 ホームの形態や契約内容等によって、賃借に限らず購入になる場合や、そのいずれにも該当しない場合も考えられ、個別具体的に判断されたい。

なお、病院に入院した場合、介護保険における施設サービス提供機関(特別養護老人ホーム、老人保健施設など)に入所した場合は、いずれも該当しないものと解する。

Q34(従前の賃貸住宅に引き続き居住する者への支援について)

住んでいたアパートが被災したが、大家が即座に補修し引き続き住み続けている場合には、自ら新たな

ても、新たな住宅の建設または購入を行う場合は、加算支援金200万円(単身世帯では150万円)を申請できる。

Q32(やむを得ず家屋を解体する場合の支援について)

大規模半壊世帯がやむを得ない事由により家屋の解体を行う場合の支援内容如何。

A32 大規模半壊世帯が「当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯」(法第2条第2号ロ)に該当する場合、全壊世帯と同等の支援となる。

【解体撤去費】

Q33(従前住宅の解体撤去費について)

従前住宅を解体しただけでは加算支援金は受給できないのか。

A33 加算支援金が受給できるのは、住宅に全壊等の被害を受けた被災者が、その居住する住宅の建設、購入若しくは補修又は民間賃貸住宅に入居した場合である。基礎支援金は全壊等の被害があれば支給され、その用途に制限はないので、解体撤去費に充てることも可能である。

【賃借】

Q34(親戚等の住居を賃借した場合について)

親兄弟及び親戚縁者等の住居の一部の部屋を間借りするなどした場合、賃貸住宅に入居したものとして加算支援金を受給できるのか。

A34 使用料、賃借料が発生している場合は該当し得る(但し、契約書等証拠書類が必要である。)

Q35(賃貸住宅の範囲について)

賃貸住宅は、ホテルや旅館であっても良いのか。

A35 本制度の趣旨から住まいの再建は恒久的なものであることが要件となっているものと解すべきであり、ホテルや旅館等の仮住まいは該当しない。敷金・礼金の支払いの有無、住民登録の有無などにより仮住まいでないことを確認されたい。

Q36(再建先を老人ホームにした者の支援について)

高齢者の被災者が、再建先を老人ホームにした場合、加算支援金は「賃借」となるのか。

A36 ホームの形態や契約内容等によって、賃借に限らず購入になる場合や、そのいずれにも該当しない場合も考えられ、個別具体的に判断されたい。

なお、病院に入院した場合、介護保険における施設サービス提供機関(特別養護老人ホーム、老人保健施設など)に入所した場合は、いずれも該当しないものと解する。

Q37(従前の賃貸住宅に引き続き居住する者への支援について)

住んでいたアパートが被災したが、大家が即座に補修し引き続き住み続けている場合には、自ら新たな

住居を確保する必要は無いが、そのような場合であっても加算支援金の「賃借」の対象となるか。

A 3 4 当該アパートが全壊又は大規模半壊の場合には、引き続き住み続けた場合にも対象となる。

【他都道府県への移転】

Q35(申請先について)

被災時に居住していた都道府県以外の地域において住宅を再建する場合も加算支援金の支給要件に該当するとのことだが、被災者は、どちらの都道府県の市町村に申請等を行うべきか。

A 3 5 支給の申請は、被災者が被災時に居住していた都道府県の市町村に行うこととなっている。

【証明書類】

Q36(支援金支給に係る添付書類(り災証明書)について)

支援金支給に係る添付書類として、「住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市町村が発行するり災証明書」が必要であるが、り災証明書は被災してから受領するまでに日数を要すること、また被災者の早期の生活再建を支援する観点から、り災証明書の発行を受けていない場合であっても、他の被害程度を確認できる書類の添付をもって支給申請を受理できないか。

A 3 6 市町村は、被災世帯がり災証明書の発行を受けていない場合であっても、住宅の倒壊(「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」における一見して住家全部が倒壊しているものなど)が写真で確認できる場合は、その添付をもって受理することも可能とする。

なお、り災証明書の提出を不要とするものではなく、り災証明書の発行が開始された後、遅滞なく提出することが必要である。

Q37(支援金支給に係る添付書類(契約書等)について)

加算支援金の申請にあたっては、契約書の写しの添付が必要とされているが、「補修」の場合など契約書がない場合は、見積書で代替することは可能か。

A 3 7 見積書は工事を行ったことを確認できる書類とは言えないので、見積書と併せて工事の写真や領収書などを添付することで契約書に代替できる。

【申請の時期】

Q38(住宅再建前の申請について)

住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金は、住宅の再建前に申請可能か。

A 3 8 加算支援金は、たとえば住宅建設が完了しなくとも契約書の写しを申請書に添付することで受給することが可能であるので、周知に努めていただきたい。

住居を確保する必要は無いが、そのような場合であっても加算支援金の「賃借」の対象となるか。

A 3 7 当該アパートが全壊又は大規模半壊の場合には、引き続き住み続けた場合にも対象となる。

【他都道府県への移転】

Q38(申請先について)

被災時に居住していた都道府県以外の地域において住宅を再建する場合も加算支援金の支給要件に該当するとのことだが、被災者は、どちらの都道府県の市町村に申請等を行うべきか。

A 3 8 支給の申請は、被災者が被災時に居住していた都道府県の市町村に行うこととなっている。

【証明書類】

Q39(支援金支給に係る添付書類(り災証明書)について)

支援金支給に係る添付書類として、「住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市町村が発行するり災証明書」が必要であるが、り災証明書は被災してから受領するまでに日数を要すること、また被災者の早期の生活再建を支援する観点から、り災証明書の発行を受けていない場合であっても、他の被害程度を確認できる書類の添付をもって支給申請を受理できないか。

A 3 9 市町村は、被災世帯がり災証明書の発行を受けていない場合であっても、住宅の倒壊(「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」における一見して住家全部が倒壊しているものなど)が写真で確認できる場合は、その添付をもって受理することも可能とする。

なお、り災証明書の提出を不要とするものではなく、り災証明書の発行が開始された後、遅滞なく提出することが必要である。

この場合、当該世帯が全壊等世帯であることについて市町村において確認し、確認済みであることを添付書類等に付記し、り災証明書は後日、発行次第、都道府県を通じて都道府県会館へ送付すること。

Q40(支援金支給に係る添付書類(契約書等)について)

加算支援金の申請にあたっては、契約書の写しの添付が必要とされているが、「補修」の場合など契約書がない場合は、見積書で代替することは可能か。

A 4 0 見積書は工事を行うことを確認できる書類とは言えないので、見積書と併せて工事の写真や領収書などを添付することで契約書に代替できる。

【申請の時期】

Q41(住宅再建前の申請について)

住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金は、住宅の再建前に申請可能か。

A 4 1 加算支援金は、たとえば住宅建設が完了しなくとも契約書の写しを申請書に添付することで受給することが可能であるので、周知に努めていただきたい。

○長期避難世帯関係

【認定関係】

Q39(長期避難世帯の認定について)

長期避難世帯認定の趣旨と避難指示等との関係如何。

A 3 9 長期避難世帯は「火砕流等による被害が発生する危険な状態が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」であり、避難指示、勧告、警戒区域の設定等（以下、避難指示等）が解除される見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合に当該都道府県において認定するものとしている(通知880号)。

このことから、通常は、避難指示等が解除されると長期避難世帯の認定も解除することとなるが、避難指示等の解除後もライフラインの復旧に期日を要する場合には、ライフラインの復旧により、居住が可能となるまで、長期避難世帯として取り扱うことができる。

【支援内容】

Q40(支援内容について)

長期避難世帯の支援内容如何。

A 4 0 長期避難世帯に該当するとして認定が継続している間は、世帯の生活及び住宅の実情等から避難先において新たな生活を開始する必要性が生じていると判断されることから、全壊世帯と同等の支援となる(法第3条第2号八)。

そのため、この期間中については、申請期間(災害が発生した日から13月、37月)内に支援金支給の申請を行えば、全壊世帯と同様の支援が受けられる。

なお、長期避難世帯の認定が継続している間に、災害発生以前に居住していた住宅の補修や建て替えが行われることは想定されておらず、加算支援金の対象とはなり得ない。

長期避難世帯の認定解除後は、住宅の被害状況(全壊(半壊等でやむを得ず解体する場合を含む)、大規模半壊)に応じた支給を行うこととなる。

○申請手続き関係

【申請期間】

Q41(申請期間の延長事由について)

被災世帯の世帯主が申請することができないやむを得ない事情があれば、申請期間を延長できるとあるが、どのような場合が考えられるのか(令第4条第4項)。

A 4 1 区画整理により長期間を要する場合等、住宅の再建に着手する期間が長期にかかる場合などが考えられる。

支給申請期間の延長については、都道府県(事務を受託した場合は支援法人)が行うものとするが、この場合でも、本制度が早期の生活再建、地域復興を目的としていることを踏まえ1年を超えない範囲で、真に必要と判断される期間を設定するものとし、再延長については更に慎重に検討する必要がある。

特に基礎支援金については住宅が全壊等した世帯に対する見舞金的性格を有しているもので

○長期避難世帯関係

【認定関係】

Q42(長期避難世帯の認定について)

長期避難世帯認定の趣旨と避難指示等との関係如何。

A 4 2 長期避難世帯は「火砕流等による被害が発生する危険な状態が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」であり、避難指示、勧告、警戒区域の設定等（以下、避難指示等）が解除される見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断される場合に当該都道府県において認定するものとしている(通知608号)。

このことから、通常は、避難指示等が解除されると長期避難世帯の認定も解除することとなるが、避難指示等の解除後もライフラインの復旧に期日を要する場合には、ライフラインの復旧により、居住が可能となるまで、長期避難世帯として取り扱うことができる。

【支援内容】

Q43(支援内容について)

長期避難世帯の支援内容如何。

A 4 3 長期避難世帯に該当するとして認定が継続している間は、世帯の生活及び住宅の実情等から避難先において新たな生活を開始する必要性が生じていると判断されることから、全壊世帯と同等の支援となる(法第2条第2号八)。

そのため、この期間中については、申請期間(災害が発生した日から基礎支援金は13月、加算支援金は37月)内に支援金支給の申請を行えば、全壊世帯と同様の支援が受けられる

ただし、避難指示等が解除され支援法の「長期避難世帯」に該当しなくなった場合には、住宅の被害調査・認定を行った上で、「全壊(半壊等でやむを得ず解体する場合を含む。)」又は「大規模半壊」に該当する場合のみ、通常の場合と同様に支援金が支給される。

○申請手続き関係

【申請期間】

Q44(申請期間の延長事由について)

被災世帯の世帯主が申請することができないやむを得ない事情があれば、申請期間を延長できるとあるが、どのような場合が考えられるのか(令第4条第4項)。

A 4 4 住宅の再建に着手する期間が長期にかかる場合などが考えられる。

支給申請期間の延長については、都道府県(事務を受託した場合は支援法人)が行うものとする。

また、発生した自然災害の状況によっては、個別に延長期間を定めることが支給事務の複雑さを招くとともに、被災世帯間の公平性が損なわれることとなる場合があり、その際は市町村を単位として、申請期間の延長を行うことも可能である。

あり、時期を逸せず支給する必要があること、また被災世帯であることの認定（解体理由の妥当性の確認等）を速やかに行う必要があることから、特段の事情がない限り、申請期間の延長は行うべきではない。

また、発生した自然災害の状況によっては、個別に延長期間を定めることが支給事務の複雑さを招くとともに、被災世帯間の公平性が損なわれることとなる場合があり、その際は市町村を単位として、申請期間の延長を行うことも可能である。

Q42(実績の確認について)

住宅の建設等加算支援金支給の要件は契約書等で確認することだが、契約が履行されなかったことが判明し場合には、どのようにすべきか。

A 4 2 一度住宅の建設等が契約書等で確認され、加算支援金が支給された段階で一連の手続きは完了する。その後、契約が履行されていない事実を把握した場合には、加算支援金の返還が必要となるので、支援法人に連絡されたい。なお、当初から虚偽の契約書等で加算支援金を受給したことが判明した場合には刑事告発なども含め、適切に対応されたい。

Q45(実績の確認について)

住宅の建設等加算支援金支給の要件は契約書等で確認することだが、契約が履行されなかったことが判明し場合には、どのようにすべきか。

A 4 5 一度住宅の建設等が契約書等で確認され、加算支援金が支給された段階で一連の手続きは完了する。その後、契約が履行されていない事実を把握した場合には、加算支援金の返還が必要となるので、支援法人に連絡されたい。なお、当初から虚偽の契約書等で加算支援金を受給したことが判明した場合には刑事告発なども含め、適切に対応されたい。